

(事業用定期借地権等)
第二十三条 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。次項において同じ。)の所有を目的とし、かつ、存続期間を三十年以上五十年未満として借地権を設定する場合においては、第九条及び第十六条の規定にかかるわらず、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。

2 専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上三十年未満として借地権を設定する場合には、第三条から第八条まで、第十三条及び第十八条の規定は、適用しない。
3 前二項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。(建物譲渡特約付借地権)

第二十四条 借地権を設定する場合(前条第二項に規定する借地権を設定する場合を除く。)においては、第九条の規定にかかるわらず、借地権を消滅させるため、その設定後三十年以上を経過した日に借地権の目的である土地の上の建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨を定めることができる。

2 前項の特約により借地権が消滅した場合において、その借地権者は又は建物の賃借人でその消滅後建物の使用を継続しているものが請求をしたときは、請求の時にその建物につきの借地権者又は建物の賃借人と借地権設定者との間で期間の定めのない賃貸借(借地権者が請求をした場合において、借地権の残存期間があるときは、その残存期間を存続期間とする賃貸借)がされたものとみなす。この場合において、建物の借賃は、当事者の請求により、裁判所が定める借約をしたときは、前項の規定にかかるわらず、その定めに従う。(一時使用目的の借地権)

第二十五条 第三条から第八条まで、第十三条までの規定は、臨時設備の設置その他一時使用のために借地権を設定したことが明らかな場合に適用しない。

第三章 借家

第一節 建物賃貸借契約の更新等

(建物賃貸借契約の更新等)
第二十六条 建物の賃貸借について期間の定めがある場合において、当事者が期間の満了の一年前から六月前までの間に相手方に対して更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかつたときは、從前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、その期間は、定めがないものとする。

2 前項の通知をした場合であつても、建物の賃貸借の期間が満了した後建物の賃借人が使用を継続する場合において、建物の賃借人が遅滞なく異議を述べなかつたときも、同項と同様とする。

3 建物の転貸借がされている場合においては、建物の転借人がする建物の使用の継続を建物の賃借人がする建物の使用の継続とみなして、建物の賃借人と賃貸人との間について前項の規定を適用する。(解約による建物賃貸借の終了)

2 前項第二項及び第三項の規定は、建物の賃貸借が解約の申入れによって終了した場合に準用する。

2 前項第二項及び第三項の規定は、建物の賃貸借の解約の申入れによって終了した場合に準用する。(建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件)

第二十七条 建物の賃貸借の解約の申入れをした場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から六月を経過することによつて終了する。

2 前項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、建物の賃貸借の解約の申入れによって終了する。

2 前項の規定は、建物の賃貸借の解約の申入れによって終了した場合に準用する。(建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件)

2 前項の規定は、建物の賃貸借の解約の申入れによって終了する。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条の規定は、建物の賃貸借については、適用しない。

(強行規定)

第三十条 この節の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。

第二節 建物賃貸借の効力

(建物賃貸借の対抗力)

2 建物の転借人が前項の通知をしたときは、建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。

(借賃増減請求権)

第三十二条 建物の借賃が、土地若しくは建物に対する租税その他の負担の増減により、土地若しくは建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍同種の建物の借賃に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかるわらず、当事者は、将来に向かつて建物の借賃の額の増減を請求することができる。

2 建物の転貸借は、その通知がされた日から六月を経過することによつて終了する。

(借地上の建物の賃借人の保護)

第三十五条 借地権の目的である土地の上の建物につき賃貸借がされている場合において、借地権の存続期間の満了によつて建物の賃借人が土地を明渡すべきときは、建物の賃借人が借地権の存続期間が満了することをその一年前までに知らなかつた場合に限り、裁判所は、建物の賃借人の請求により、建物の賃借人がこれを知った日から一年を超えない範囲内において、土地の明渡しにつき相当の期限を許与することができる。

(借地上の建物の賃貸借の承継)

2 前項の規定により裁判所が期限の許与をしたときは、建物の賃借は、その期限が到来することによつて終了する。

(居住用建物の賃貸借の承継)

2 前項の規定により裁判所が期限の許与をしたときは、建物の賃借は、その期限が到来することによつて終了する。

(建物賃貸借終了の場合における転借人の保護)

第三十四条 建物の転貸借がされている場合において、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによつて終了するときは、建物の賃貸人は、建物の賃借人にその旨の通知をしなければ、その終了を建物の転借人に対抗することができない。

2 建物の賃貸人が前項の通知をしたときは、建物の転貸借は、その通知がされた日から六月を経過することによつて終了する。

(定期建物賃貸借)

第三十五条 第三十一条、第三十四条及び第三十五条の規定に反する特約で建物の賃借人又は賃貸人は、建物の賃借人に対し、その作成を時価で買い取るべきことを請求することができる。建物の賃貸人から買入受けた造作についても、同様とする。

(定期建物賃貸借)

第三十六条 第三十一条の規定により建物の賃借人の権利義務を承継した者に帰属する。

(定期建物賃貸借)

2 前項の規定は、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによつて終了する場合における賃貸人の権利義務を承継した者に帰属する。

若しくは第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による裁判があつたときは、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

2 前項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。（理由の付記）

第五十六条 前条第一項の裁判には、理由を付さなければならぬ。（裁判の効力が及ぶ者の範囲）

第五十七条 第五十五条第一項の裁判は、当事者又は最終の審問期日の後裁判の確定前の承継人に対し、その効力を有する。（給付を命ずる裁判の効力）

第五十八条 第十七条第三項若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による裁判で給付を命ずるものは、強制執行に関しては、裁判上の和解と同一の効力を有する。（譲渡又は転貸の許可の裁判の失効）

第五十九条 第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁判は、その効力を生じた後六月以内に借地権者が建物の譲渡をしないときは、その効力を失う。ただし、この期間は、その裁判において伸長し、又は短縮することができる。（第一審の手続の規定の準用）

第六十条 第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、第五十五条第一項の裁判に対する即時抗告があつた場合について準用する。（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第六十一条 第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三十三条第一項中「当事者」とあるのは、「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十条第五項に規定する利害関係参加人をいいう。）」と、同法第三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条

の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。」とあるのは、「借地借家法第四十二条の事件の記録」と、同法第三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは、「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、借地借家法第四十二条の事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは、「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは、「借地借家法第四十二条の事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは、「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

附 则 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。この法律は、廃止する。

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 建物保護に関する法律（明治四十二年法律第四十号）

二 借地法（大正十年法律第四十九号）

三 借家法（大正十年法律第五十号）

〔旧借地法の効力に関する経過措置〕

第三条 接收不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和十三年法律第百三十八号）第九条第二項の規定の適用については、前条の規定による廃止前の借地法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。（経過措置の原則）

第四条 この法律の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、附則第二条の規定による廃止前の建物の許可の裁判に関する経過措置

第五条 この法律の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、附則第二条の規定による廃止前の建物の保護に関する法律、借地法及び借家法の規定により生じた効力を妨げない。

第六条 この法律の施行前に設定された借地権について、その借地権の目的である土地の上の建物の朽廃による消滅に関しては、なお従前の例による。（借地契約の更新に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に設定された借地権に関する契約の更新については、なお従前の例による。（建物の再建築による借地権の期間の延長に関する経過措置）

第八条 第十条第二項の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

第九条 第十三条第二項の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。（建物買取請求権に関する経過措置）

第十条 第十三条第三項の規定は、この法律の施行前にされた居住の用に設定された転借地権については、適用しない。

第十二条 借地条件の変更の裁判に関する経過措置

第十三条 第十八条の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。（借地契約の更新後の建物の再築の許可の裁判に関する経過措置）

第十四条 第三十三条第二項の規定は、この法律の施行前にされた建物の賃貸の使用しない。（借地上の建物の賃借人の保護に関する経過措置）

第十五条 第三十五条の規定は、この法律の施行前に又は施行後一年以内に借地権の存続期間が満了する場合には、適用しない。

附 则（平成八年六月二六日法律第一〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 则（平成二三年五月二十五日法律第五三号）
（施行期日）

第一条 この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 则（平成二九年六月二日法律第四五号）
（施行期日）

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条の一、第百三十三条の三、第百六十七条の二、第百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 则（平成一一年一二月一五日法律第一一五五号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条、次条及び附則第三条の規定は、平成十二年三月一日から施行する。

物の滅失後の建物の築造による借地権の期間の延長に関しては、なお従前の例による。

2 第八条の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

（借地借家法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第五条の規定の施行前にされた建物の賃貸借契約の更新については、なお従前の例による。

2 第五条の規定の施行前にされた建物の賃貸借契約であつて同条の規定による改正前の借地借家法（以下「旧法」という。）第三十八条第一項の定めがあるものについての賃借権の設定又は賃借物の転貸の登記については、なお従前の例による。

第三条 第五条の規定の施行前にされた居住の用に供する建物の賃貸借（旧法第三十八条第一項の規定による賃貸借を除く。）の当事者が、その賃貸借を合意により終了させ、引き続き新たに同一の建物を目的とする賃貸借をする場合は、当分の間、第五条の規定による改正後の借地借家法第三十八条の規定は、適用しない。（検討）

第四条 国は、この法律の施行後四年を目途として、居住の用に供する建物の賃貸借の在り方にについて見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 则（平成一九年一二月二一日法律第一二三二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。

附 则（平成二三年五月二十五日法律第五三号）
（経過措置）

第一条 この法律の施行前に設定された借地権（転借地権を含む。）については、なお従前の例による。

附 则（平成二九年六月二日法律第四五号）
（施行期日）

第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 则（平成二九年六月二日法律第四五号）
（施行期日）

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条の一、第百三十三条の三、第百六十七条の二、第百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

